

沖縄県災害派遣福祉チームに係る費用負担等について

令和元年12月9日付け子福第1441号
沖縄県子ども生活福祉部長決裁

沖縄県災害派遣福祉支援協議会設置要綱及び沖縄県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「設置運営要領」という。）に基づき設置・運営される沖縄県災害派遣福祉チーム（以下「DWATおきなわ」という。）に係る費用負担及びDWATおきなわチーム員（以下「チーム員」という。）の取扱いについて、県と協力施設等（DWATおきなわの派遣に協力する施設又は協力施設を所管する法人をいう。）が締結する沖縄県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（設置運営要領様式第1号。以下「協定」という。）によるほか、下記のとおり定める。

（県が負担する費用）

第1 県が、設置運営要領第8及び協定に基づき負担するチーム員の派遣費用（以下「費用」という。）は、災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）第10条に定める額に準じ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）日当

1日1人当たり 災害救助法施行細則に定める保健師等の日当額以内

（2）超過勤務手当

第1号で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算出した額以内とする。

（3）旅費

第1号で定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。

（4）車両の使用に係る燃料代

沖縄県職員の旅費支給規則（昭和47年沖縄県規則第110号）第10条の規定による額

（5）前4号以外の経費需用費（消耗品等）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（借り上げ料等）については、それぞれ実費とする。

2 前項各号の費用は、原則として県と協定を締結した協力施設等に支払うものとする。

（チーム員の身分）

第2 チーム員は、所属する協力施設等の職員の身分をもってDWATおきなわの業務に従事するものとする。

2 DWATおきなわの業務に係る業務上災害又は通勤災害については、労働者災害補償保険法（昭和27年法律第50号）に基づく労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用があるものとする。ただし、労災保険が適用されない場合には、第3に掲げる傷害保険により保険給付を行うものとする。

（傷害保険）

第3 県が設置運営要領第8及び協定に基づき加入する傷害保険の保険内容（支払限度額）は次のとおりとする。

- （1）死亡時保険金額200,000,000円
- （2）入院保険金額1日当たり15,000円
- （3）手術（入院時150,000円 外来時75,000円）
- （4）通院保険金額1日当たり10,000円
- （5）個人賠償責任保険金額100,000,000円
- （6）携行品損害保険金額100,000円
- （7）救援者費用3,000,000円